教職員人事・定数管理システム

開発及び運用保守業務委託契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、上記の業務について、甲が乙に業務を発注し、乙がこれを請け負うことに関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第１条　本契約に基づき甲が乙に委託し、乙が受託する業務は、別紙「教職員人事・定数管理システム開発及び運用保守業務委託入札仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）とする。

（委託料）

第２条　本契約の契約金額は下記のとおりとする。

契約金額　●●●●●●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　●●●●●●●●●円を含む。）

内訳　開発業務に関する経費　　●●●●●●●●●円

運用・保守業務にかかる経費　　●●●●●●●●●円

（債務負担行為に係る契約の特則）

第３条　本契約において、委託業務のうち、開発業務に係る委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和　６年度　●●●●●●●●●円

令和　７年度　●●●●●●●●●円

２　本契約において、委託業務のうち、運用・保守業務に係る各会計年度における委託料の支払額は、仕様書に定める作業分の対価とし、金額は次のとおりとする。

令和　８年度　●●●●●●●●●円

令和　９年度　●●●●●●●●●円

令和１０年度　●●●●●●●●●円

令和１１年度　●●●●●●●●●円

令和１２年度　●●●●●●●●●円

（履行期間）

第４条　委託業務の期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日より令和１３年３月３１日までとする。ただし、仕様書に個別の履行期間が定められているものは、仕様書に従うものとする。

（履行場所）

第５条　本契約に基づく委託業務の遂行場所（以下、「履行場所」という。）は奈良県教育委員会事務局教職員課又は乙の申し出により甲の認める場所とする。

（契約保証金）

第６条　乙は、契約締結と同時に契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

（１）　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

（２）　過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

２　前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（１）　契約保証金に代わる担保となる有価証券

（２）　銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

３　乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の瑕疵担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

４　請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１００分の１０に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（甲の検査監督権）

第７条　甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。

（報告義務）

第８条　乙は、委託業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に甲が書面により要求した場合には、甲が求める時期及び内容で書面等により報告しなければならない。

２　乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を甲に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出しなければならない。

（検査及び引渡し）

第９条　乙は、委託業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

２　甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日の翌日から起算して１０日以内に業務完了を確認するための検査（以下「検査」という。）を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。

３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該成果物について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。

４　第２項の検査又は第３項の再検査は、甲が必要と認める場合には、第三者に委託して行うことができるものとする。

５　乙は、第２項の検査又は第３項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

（運用・保守業務の内容確認）

第１０条　乙は、委託業務のうち、運用・保守業務に関し、仕様書に定める期間終了後すみやかに当該期間の運用・保守業務の業務実績を記載した業務実績報告書（以下、「業務実績報告書等」という。）を甲に納入するものとする。

２　甲は、前項に業務実績報告書等を受領後、すみやかに乙が業務を誠実に履行したかの確認を行い、その結果を乙に通知するものとする。

３　前項の通知は、第３０条に基づくサービスレベルの達成状況の確認結果とともに行うものとする。

（委託料の請求と支払い）

第１１条　乙は、開発業務の成果物が第９条第二項の検査又は第三項の再検査に合格し又は運用・保守業務について前条第二項の通知を受けたときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。

２　甲は、乙から前項に基づく正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から３０日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第１２条　乙は、機器更新・改修業務の成果物の納入が仕様書に定める納入期限までに完了しないと認められる場合、速やかにその理由及び履行完了の予定時期等について、書面をもって甲に申し出るものとする。

２　乙は、自己の責に帰すべき事由により、成果物の納入に遅滞が生じた場合、納入期限の翌日から履行完了の日までの期間の日数に応じ、契約金額から甲が算定する納入済と認められる部分の成果物に相当する額を控除した額について年１０．７５％の割合を乗じて算定した額を遅延利息として甲に納付しなければならない。ただし、その金額が１，０００円未満である場合又は甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

３　乙は、甲が前条第３項による委託料の支払いに遅延した場合、遅延日数に応じ、未受領の額について年１０．７５％の割合を乗じて算定した額を遅延利息として甲に請求することができる。ただし、その金額が１，０００円未満である場合は、この限りではない。

（危険負担）

第１３条　納入前に成果物に滅失き損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は乙の負担とする。

２　納入後に成果物に滅失き損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は甲の負担とする。

（瑕疵担保責任）

第１４条　開発業務に係る成果物に瑕疵があるときは、甲は乙に対して期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補の請求に代え若しくは修補の請求とともに損害賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、契約期間満了日までとする。

３　乙は、甲に対し、成果物が仕様書に基づいて開発されていることを保証するものとする。なお、仕様書に基づいて開発されていない場合は、成果物に瑕疵があったものとする。

４　乙は、成果物に不具合がある場合は、成果物の瑕疵として乙の責任で当該不具合を是正しなければならない。

５　甲が第１項、第３項及び第４項の瑕疵の有無を判断するにあたり不明点等がある場合には、乙がその調査を行って甲に報告することを含むものとする。

６　乙は、成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証しなければならない。

７　乙は、成果物に第三者の著作権等を使用した場合において、甲が乙に支払う本契約金以外にその使用の対価を要しないことを保証しなければならない。

８　甲が乙に第１項の規定による損害賠償の請求をする場合は、損害賠償金額相当の物品等の納入請求をもってこれに代えることができる。

（損害賠償）

第１５条　委託業務の履行にあたり、甲に与えた損害又は乙が第三者に及ぼした損害はすべて乙の責により賠償するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

（債権と債務の相殺）

第１６条　甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う委託料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

（履行不能の場合の措置）

第１７条　乙は、その責に帰することができない事由により契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払い義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第１８条　甲は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる。

（１）乙が競争入札に関し、

（２）乙がその責に帰する事由により履行期限内若しくは履行期限後相当の期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

（３）乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

（４）乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。

（５）乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

（６）乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。

（７）乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。

（８）乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

（９）乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（１０） 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（１１） 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（１２） 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（１３） 第１０号及び第１１号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（１４） この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第８号から第１２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（１５） この契約に係る下請契約等に当たって、第８号から第１２号のいずれかに該当する者（第１３号を除く）をその相手方としていた場合において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（１６） この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

２　前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

３　甲は、第１項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

４　甲が第１項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

５　前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

６　甲は、第１項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第１９条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（委託業務遂行上の義務）

第２０条　乙は、委託業務の実施に関し、予め責任者を定め、従事する技術者の指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

２　乙は、前項の責任者及び技術者に委託業務の遂行に必要な知識、技術を十分に習得させ、委託業務の遂行に万全を期すものとする。

３　乙は、第１項の責任者及び技術者について、書面により甲に届け出るものとする。

（身分証明書の携行）

第２１条　乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、第５条に定める履行場所で業務を遂行する場合は、必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

（設備等の使用）

第２２条　甲は、乙が業務の遂行に必要な施設、器具及び消耗品等（以下「設備等」という。）を乙の書面による要求により可能な範囲で乙に無償で使用させるものとする。

２　乙は、前項の設備等を業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

（原始資料等の提供及び返還）

第２３条　甲は、乙が委託業務の遂行のために必要な甲が保有する資料、情報、機器等（以下「原始資料」という。）を、乙の書面による要求により可能な範囲で乙に無償で貸与、開示等の提供を行うものとする。

２　乙は、前項の提供を受けた原始資料のうち、委託業務の遂行上不要な原始資料等については、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

３　乙は、故意又は過失により第１項の提供を受けた原始資料を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（原始資料等の管理）

第２４条　乙は、甲から提供された原始資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管し、かつ委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

２　乙は、甲から提供された原始資料等を複製し、又は仕様書に定める委託業務の履行場所から持ち出す必要が生じた場合、甲の事前の承諾を得なければならない。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第２５条　甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものする。

２　前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものする。

（１）　既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

（２）　乙が既に保有しているもの

（３）　守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

（４）　相手方から書面により開示を承諾されたもの

（５）　機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

３　甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。

４　甲及び乙は、本契約の履行に必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとする。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとする。

５　第１項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けら

れる範囲に限り機密情報を開示することができるものとする。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該開示について通知するものとする。

６　甲及び乙は、機密情報の提供、受領については、別途定める実施責任者間で書面をもって行うものとする。

７　乙は、個人情報の取扱いについて、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

８　乙は、機密情報及び個人情報の取扱いについて、本業務に関わる者全員が、秘密保持に関する誓約書を提出し、甲の定める事項を遵守しなければならない。

９　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、個人情報保護に関する研修を実施しなければならない。

１０　本条の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

１１　本条に定める義務に違反したときは、相手方及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

（成果物の所有権）

第２６条　委託業務に基づき、乙が甲に納入した成果物の所有権は、乙から甲へ当該成果物が引き渡されたときをもって乙から甲へ移転するものとする。

２　委託業務に基づき生成された人事データ等の諸データ（以下、「人事データ等」という。）の所有権は、甲に帰属する。

３　乙は、人事データ等を適切に管理しなければならない。

（プログラム等の権利帰属）

第２７条　本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に基づく権利も含めて、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲は、第４条に定める期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第４７条の３に基づき複製、翻案することができる。

４　甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号又は同項第４号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。また、改変により生じた責については、全て甲のものとする。

５　乙は、本契約の成果物について、著作権法第１７条第１項（著作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

（契約内容の変更）

第２８条　甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（事情変更による契約内容の変更）

第２９条　契約締結後において、天変事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

（サービスレベル協定）

第３０条　甲及び乙は、委託業務のうち、本件運用保守業務について、乙の提供するサービスレベルを定めるために「サービスレベル協定」を別途締結する。

２　前項のサービスレベル協定は、業務実績等を踏まえ、甲乙協議のうえ、見直すことができる。

（サービスレベルの担保措置等）

第３１条　乙は、委託業務の履行実績及び提供しているシステムサービスがサービスレベル協定に定める水準以上であることの確認を受けるため、甲に対し、毎月、ＳＬＡ報告書等を提出しなければならない。

２　甲は、前項のＳＬＡ報告書等の提出を受けるほか、システムサービスの水準を独自に調査することができる。

３　甲は、第１項のＳＬＡ報告書等を受理したときは、確認検査を実施し、１０日以内にその結果を乙に通知しなければならない。

４　乙は、システムサービスがサービスレベル協定に定める水準に達しないものであるときは、速やかに必要な措置を講じ、当該未達成状態を改善しなければならない。

５　甲は、前項の未達成状態が改善されない場合は、委託料を減額する。なお、減額金額の計算方法等は、サービスレベル協定で規定する。

６　乙は、第４項の措置を理由として、委託料を増額し、又は契約期間を伸張することはできない。

（契約終了時の処理、移行支援等）

第３２条　本契約の全部若しくは一部を解除、又は履行期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は他社に移行する作業を支援しなければならない。

２　乙は、本契約が終了した場合、人事データ等については、遅滞なくこれを甲に返還し、ハードディスク等に記録されている場合はこれを消去しなければならない。

（随意契約の応諾）

第３３条　本契約終了後、甲が本契約の成果物に関連して役務又は物品等を調達しようとするときに、第三者から係る役務又は物品等の調達が、乙からのそれに比して不利又は係る第三者からの調達自体が困難となるおそれがある場合、甲は、乙に対し、係る役務又は物品等の調達契約の締結を申し込むことができるものとする。乙は、甲から係る調達契約の申し込みを受けたときは、公共の利益のため信義に従ってこれに応じるよう努めなければならない。係る調達契約の内容については、別途甲乙協議する。

（管轄裁判所）

第３４条　本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に係る経費）

第３５条　本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

（補則）

第３６条　この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　奈良県奈良市登大路町３０番地

奈良県知事　山下　真

乙　　●●県●●市●●番地●

●●●●株式会社
代表取締役　　●●　●●

別記１
個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（秘密の保持）
第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
（収集の制限）
第３　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
（目的外利用・提供の禁止）
第４　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
（特定個人情報等の持ち出しの禁止）
第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。
（漏えい、滅失及びき損の防止）
第６　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（従事者の監督及び教育）
第７　乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。
２　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
（複写又は複製の禁止）
第８　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
（再委託における条件）
第９　乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる、
（資料等の返還等）
第１０　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
（特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化）
第１１　乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限る

とともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

（取扱状況等についての指示等）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第１４　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。